

学校施設の使用に関する諸注意

学校施設を使用するにあたり、以下の内容を必ずお守りください。
下記の内容を守れない場合は、今後の使用を禁止する場合があります。

記

1. 基本的なマナーを守り、良識のある使用をしてください。
2. 使用の当日は、学校又は管理員の指示を受けてください。
使用前：利用責任者が、管理員より使用日誌や鍵を受取る
使用后：利用責任者が、日誌へ使用状況等を記入し、管理員へ日誌や鍵を返却する。
3. 「声」や「音」等、近隣住民への配慮をお願いします。
4. 学校敷地内は禁煙となります。
学校敷地外で喫煙する際にも、望まない受動喫煙を防ぐために、周囲へのご配慮をお願いします。
5. 学校施設等を壊さないよう注意してください。
設備の破損や不具合が生じた際には、必ず昭島市教育委員会へ連絡をしてください。
6. 学校内に車を駐車する場合は、資料に記載の場所へ駐車してください。
送迎のために路上で待機するなどの違法駐車等は行わないでください。
また、学校関係者が優先となりますので、関係者の来校等により車の移動をお願いすることがあります。
7. 使用後は、使用前の状態に戻し、速やかに退出してください。
使用時間には、準備・片付け・清掃等に要する時間を含みます。
なお、ゴミは必ずお持ち帰りください。
8. 校舎内には AED（自動体外式除細動器）が設置されています。
昇降口扉等が施錠されている場合は、昇降口扉等のガラスを割り、AED を使用してください。
9. 使用許可後であっても、学校行事等の関係で貸出しができなくなる場合があります。
その場合には、使用者（責任者）へご連絡いたしますのでご了承ください。
※学校行事等には、PTA 活動、近隣の自治会活動、市の行事等が含まれます。
10. 使用のキャンセルをする際は、使用日前の営業日の 12 時までに昭島市教育委員会へご連絡ください。
また、使用許可を受けた施設を他の方へ貸出しすることはできません。
11. 体育館空調の使用は、使用時間以降に管理員と使用者（責任者）で状況を確認し、運用指針に基づき各学校の管理員が機器の操作を行います。
12. その他、使用中に発生した事故等は教育委員会の責任によるものを除き、使用者の責任となります。

以上

不明な点がありましたら、昭島市教育委員会へご連絡ください

【連絡先】昭島市教育委員会 学校教育部 教育総務課

Mail : edsoumuka@city.akishima.lg.jp